

【公告】 注意

吹田市江坂町一・二二・一〇
新阪九土地株式会社
代表取締役 宇都宮 聖一

右の者は、建物の賃貸借契約に係る媒介業務において、調査義務を怠り、重要事項説明書に記載すべき事項の一部を記載しなかつたことにより、令和二年三月一二日付で指示処分の大阪府行政処分が下されておられ、本会の名譽を毀損し信用を失墜した理由により、本会定款第一〇条並びに同定款施行規則第一五条第一項及び同第二項第一号の規定に基づき、誓約書を徴収の上、注意処分とする。

令和二年五月二七日

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会
会 長 阪 井 一 仁
綱紀自主規制委員会
委 員 長 光 山 嘉 一